意見書

令和5年 1月16日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会 部会長 殿

郵便番号 460-0003

住 所 愛知県名古屋市中区錦一丁曽10番1号

氏 名 中部テレコミュニケーション株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう みゃくら やする 代表取締役社長 宮倉 康彰

電話番号

電子メールアドレス

(連絡担当者 総務部 ■■)

「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所 意見 P.15-16 2. 第二号基礎的雷気通信役務の範囲 (1) FTTH 及び CATV (HFC 方式) 以外に想定される役務について ③ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)について (ウ) 考え方 要があると考えます。 ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の提供は、技術中立性を確保 し、地域の実情に応じた適切なアクセス手段を選択することにより、コ スト削減効果が期待されることから、ネットワークの効率的な整備・維 持を行うことが可能となるとともに、ブロードバンドサービスの更なる 普及・拡大にも繋がると考えられる。 その一方で、NTT 東日本・西日本がワイヤレス固定ブロードバンド(共 用型)を提供するには、NTT 法の自己設置設備要件(NTT 法第2条第5項) との関係を含め、他事業者の無線設備を用いてワイヤレス固定ブロード が必要と考えます。 バンド(共用型)を提供することについて整理が必要となる。 また、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を二号基礎的役務に位 置付けることについて検討する場合、ワイヤレス固定ブロードバンド (共用型)は、一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者もカバーするこ とになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しないこと が課題として想定されるため、技術基準との関係等について整理が必要

となる。 なお、仮にワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を二号基礎的役務 に位置付けた場合、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)がカバーす るエリアの拡大によって、第二種交付金における支援区域の指定要件で ある「1 者以下の提供地域」として認められる地域が過度に少なくなり、 必要な地域に支援が行き届かなくなることも懸念され、この点について も整理が必要となる。

これらの点について、引き続き検討を深めることが必要である。

第二号基礎的電気通信役務の範囲として、NTT東日本・西日本殿によるワ イヤレス固定ブロードバンド(共用型)の提供を検討する場合には、ワイヤ レス固定電話のように限られた地域における例外的な提供を前提とする必

電話に関するユニバーサルサービス制度では、NTT 東日本・西日本殿によ るワイヤレス固定電話の提供は、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく 日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を確保するために、例外的な 措置として他社設備を用いた提供が認められていることから、NTT東日本・ 西日本殿によるワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の提供の検討にお いても、極限的な不採算地域等、有線ブロードバンドの提供が極めて不経済 になると考えられる場合に限り、例外的に提供が認められるような制度設計

また、当該地域等において、電話に関するユニバーサルサービス制度によ る交付金と、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度に よる交付金との関係性についても今後検討が必要と考えます。

P. 40-41 4. 一般支援区域及び特別支援区域の指定の在り方

(3) 第二号基礎的電気通信役務の提供区域の報告(町字単位での報告) の手続について

(ウ)考え方

総務省が支援区域を指定するためには、町字単位で、二号基礎的役務 を提供している回線設置事業者が1者以下の地域を把握する必要がある

第二号基礎的電気通信役務の提供区域の報告(町字単位での報告)の手続 について、支援区域を指定するために必要な対応であることは理解いたしま す。

一方で、当該報告が事業者にとって過度な運用負担とならないよう留意が 必要と考えます。例えば、報告に当たって補助ツールの活用等により運用負 担軽減を図るのみならず、報告の頻度や報告を要する内容等は必要最小限に 者を対象として、町字単位で提供区域の報告を求めることが適当であ

この際、年度ごとに交付金の額が算定されることを踏まえると、年度 ごとに年度末時点の二号基礎的役務の提供区域を報告させることが適 当である。

また、報告に当たっては、PC 等を用いて運用可能な補助ツールを用い る等により、事業者及び行政の負担の軽減を図ることが適当である。

当該補助ツールについては、報告対象となる事業者の負担を軽減する 観点から、例えば、報告を行う事業者は、ある町字において設置してい る二号基礎的役務の提供に係る回線設備の規模の割合が、支援区域の指 定要件として定められる回線設備の規模の割合(50%等)を超えているか 否かをツール上で選択する等の仕組みが搭載される等、効率的かつ簡便 な制度運用に資する工夫を行うことが適当である。

なお、報告に当たっては、事業者が判断に迷う事例が生じる場合には、 ガイドライン等で考え方を示すことにより、運用の透明性を確保するこ とが考えられる。

ことから、電気通信事業法第166条第1項に基づき、当該回線設置事業 | 留めるとともに、報告時期や対応期間についても事業者側の対応準備等を考 慮いただくよう要望いたします。

以上